

平成29年3月定例会議会提出条例のあらまし

● 議案第15号 大東市基金条例の一部を改正する条例

- ・(1) 産業の振興に要する資金を積み立てるため、大東市産業振興基金を設けます。
- (2) 大東市公共施設整備基金の名称および目的を以下のとおり変更します。
 - ・名称 大東市公共施設整備基金 → 大東市公共施設等整備保全基金
 - ・目的 公共施設の整備事業等に要する資金 → 公共施設等の整備および保全事業に要する資金
- (3) この条例は、公布の日から施行します。

● 議案第16号 大東市個人情報保護条例の一部を改正する条例

- ・(1) 個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号。以下「番号法」という。）が施行されることに伴い、情報提供等記録の定義に番号法第26条において準用する場合を含む旨の文言の追加等をします。
- (2) この条例は、平成29年5月30日から施行します。

● 議案第17号 大東市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

- ・(1) 育児休業等の対象となる子の範囲を拡大し、特別養子縁組の監護期間中の子および養子縁組里親に委託されている子等を加えます。
- (2) この条例は、平成29年4月1日から施行します。

● 議案第18号 大東市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例

- ・(1) 配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情を、1回目の延長期間満了後、外国での勤務が同日後も引き続くこととなり、その引き続くことが1回目の延長請求時には確定していなかった場合とします。
- (2) この条例は、公布の日から施行します。

● 議案第19号 大東市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

- ・(1) 医療職給料表の適用を受け、その職務の級が4級の職員の扶養手当について、行政職給料表の適用を受ける職員と同様に、段階的に子に係る扶養手当を引き上げ、子以外に係る扶養手当を引き下げます。
- (2) この条例は、公布の日から施行します（一部を除く。）。

● 議案第20号 大東市市税条例等の一部を改正する条例

- ・(1) 自動車取得税の廃止に伴い、軽自動車税（環境性能割）について規定します。
- (2) 法人市民税（法人税割）の税率を引き下げます。
- (3) この条例は、平成31年10月1日から施行します（一部を除く。）。

● 議案第21号 大東市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

- ・(1) 児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）が施行されることに伴い、条文中の文言を整理します。
- (2) この条例は、平成29年4月1日から施行します。

● 議案第22号 大東市介護保険条例の一部を改正する条例

- ・(1) 消費税率の10%への引き上げが延期されたことに伴い、平成29年度における所得の少ない第1号被保険者の介護保険料の軽減について、平成27年度および平成28年度と同様の措置を規定します。
- (2) この条例は、平成29年4月1日から施行します。

● 議案第23号 大東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

- ・(1) 基礎課税額等の賦課限度額を以下のとおり変更します。
 - ・基礎課税額の賦課限度額 520,000円 → 540,000円
 - ・後期高齢者支援金等課税額の賦課限度額 170,000円 → 190,000円
- (2) この条例は、平成29年4月1日から施行します。

● 議案第24号 大東市立歴史とスポーツふれあいセンター条例の一部を改正する条例

・(1) 大東市立歴史民俗資料館の開館時間を以下のとおり変更します。

午前10時から午後8時まで → 午前9時30分から午後7時30分まで

(2) この条例は、平成29年4月1日から施行します。